

旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、本市の公共交通において重要な役割を担う一般乗合旅客自動車運送事業に従事する乗務員を安定的に確保することにより、本市の公共交通網を確保維持することを目的とし、一般乗合旅客事業者に対し、その従業者が本市への移住及び就職に要した経費相当額又は大型自動車第二種免許取得に必要な教習及び大型自動車第二種免許試験の受験資格特例教習の受講に要した経費の補填額として本市が助成金を交付することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の種類)

第2条 この要綱に基づく助成金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 移住助成金
- (2) 免許取得支援助成金

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住助成金 第3号に規定する移住助成金対象従業者が本市への移住及び就職に要した経費の補填額として交付する旭川市路線バス乗務員確保対策助成金
- (2) 免許取得支援助成金 第4号に規定する免許取得支援助成金対象従業者が第7号に規定する大型第二種教習、第8号に規定する特例教習、又はその両方の受講に要した経費の補填額として交付する旭川市路線バス乗務員確保対策助成金
- (3) 移住助成金対象従業者 当該年度以降に第5号に規定する対象乗合事業者に運転操作に係る乗務員として就職した者であって、その就職日の30日前から就職日までの間に本市に転入した者をいう。ただし、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町から転入した者を除く。
- (4) 免許取得支援助成金対象従業者 申請時点で40歳以下の者で、当該年度の前年度以降に次号に規定する対象乗合事業者に運転操作に係る乗務員として就職した後、第7号に規定する大型第二種教習、第8号に規定する特例教習、又はその両方を受講する者で、過去に本助成金の申請実績のない者とする。ただし、当該年度の前年度に対象乗合事業者に運転操作に係る乗務員として就職し、特例教習の受講に係る免許取得支援助成金を受け、当該年度に大型第二種教習の受講に係る免許取得支援助成金を受けようとする者はこの限りではない。
- (5) 対象乗合事業者 道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条の許可のうち、同法第3条第1号イの種別を有する事業者で、市内に本社を有し、かつ市内を営業区域として現に運行している者をいう。
- (6) 大型第二種免許 道路交通法(昭和35年法律第105号)第84条第4項に規定する大型自動車第二種免許をいう。
- (7) 大型第二種教習 道路交通法第98条に規定する自動車教習所において行われる教習のうち、大型第二種免許取得に係る教習をいう。
- (8) 特例教習 道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第34条第5項に規定する教習をいう。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 移住助成金 対象乗合事業者であつて、移住助成金対象従業者を雇用し、その者に対して本市への移住及び就職に要した経費への補填である旨を明示し、金銭を支給する者とする。ただし、当該移住助成金対象従業者が旭川市移住支援金交付要綱に定められる旭川市移住支援金及び免許取得支援助成金の支給に係らない者に限る。
- (2) 免許取得支援助成金 対象乗合事業者であつて、免許取得支援助成金対象従業者を雇用し、その者が大型第二種教習、特例教習又はその両方を受講するために経済的な支援を行う者とする。ただし、当該免許取得支援助成金対象従業者が、申請年度内の交付決定後に大型第二種免許を取得(運転経歴又は生年月日によって申請年度内の免許取得が不可と認められる者(以下「特例教習単独受講者」という。))については特例教習を修了し、大型第二種免許の取得を誓約)する者であつて、移住助成金の支給に係らない者に限る。

(助成金の額)

第5条 助成金の額の算定は次の各号に定めるところによるものとし、本市の予算の範囲内とする。

(1) 移住助成金の額

- ア 移住助成金対象従業者が道外から本市へ転入した場合 1名につき定額30万円
- イ 移住助成金対象従業者が道内から本市へ転入した場合 1名につき定額10万円

(2) 免許取得支援助成金の額

国の補助※を受けない場合

(大型第二種教習又は特例教習の教習料金①) × 1 / 3 (上限10万円かつ、助成対象者が行う経済的な支援の額を超えない額とする) …② (千円未満切捨て)

国の補助※を受ける場合

- ② ≥ (① - 国からの補助額) のとき、(① - 国からの補助額) の額
- ② < (① - 国からの補助額) のとき、②の額

※教育訓練給付制度及び地域公共交通確保維持改善事業(交通DX・GXによる経営改善支援事業)による補助

なお、助成金の額の算定に用いる各教習料金は、入学金、技能教習、学科教習、教材費、運転適性検査、写真事務連絡費等の合計額として教習所が定める料金とし、追加・延長・補習、再検定・仮免許学科試験の再受験が必要な場合の料金及び冬期料金等を除く。

(移住助成金の交付申請)

第6条 移住助成金の交付を受けようとする者は、移住助成金対象従業者を雇用した日から起算して3月を超えない日までに別表1に掲げる交付申請書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(免許取得支援助成金の交付申請)

第7条 免許取得支援助成金の交付を受けようとする者は、免許取得支援助成金対象従業者が大型第二種教習、特例教習、又はその両方の受講の申込みをした日から起算して3月を超えない日までに別表2

に掲げる交付申請書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではない。

(助成金の交付決定)

第8条 市長は、助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）から第6条又は第7条の規定に基づく申請があったときは、速やかに当該内容に係る審査を行い、助成金交付の可否を決定し、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付審査結果通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、助成金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

2 申請者が前項の規定により申請を取り下げることができる期間は、前条の規定による通知があった日から30日以内とし、取下げをしようとする者は、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付申請取下書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(内容の変更及び承認)

第10条 申請者は、助成金の交付の決定の後において、天災その他特別の事情により、助成対象の内容を変更又は実施しないときは、遅滞なく旭川市路線バス乗務員確保対策助成金変更・廃止申請書（様式第5号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、速やかに当該内容に係る審査を行い、変更等の可否を決定し、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金変更・廃止審査結果通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第11条 第8条の規定により助成金の交付の決定を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、交付の決定を受けた助成金に応じて、次のとおり市長に報告を行うものとする。

(1) 移住助成金 移住助成金対象従業者を雇用した日から起算して6月以内又は各年度3月末日のいずれか早い日までに、別表3に掲げる実績報告書等を市長に提出しなければならない。

(2) 免許取得支援助成金 免許取得支援助成金対象従業者が大型第二種免許を取得（特例教習単独受講者については特例教習を修了）した日から起算して6月以内又は各年度3月末日のいずれか早い日までに、別表4に掲げる実績報告書等を市長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書の審査及び必要に応じて立入調査等を実施し、内容が交付の決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、その額を旭川市路線バス乗務員確保対策助成金額確定通知書（様式第9号）により助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の請求)

第13条 助成事業者は、前条の規定に基づく助成金額の確定通知があったときには、旭川市路線バス乗務員確保対策助成金交付請求書（様式第10号）により、市長に助成金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは速やかに助成金を交付するものとする。

(現況報告)

第14条 助成事業者は、交付を受けた助成金に応じて次のとおり現況報告を行わなければならない。

- (1) 移住助成金 移住助成金対象従業者を雇用し、6月を経過した日から起算して30日以内までに、別表5に掲げる現況報告書等を市長に提出しなければならない。
- (2) 免許取得支援助成金 免許取得支援助成金対象従業者が大型第二種免許を取得(特例教習単独受講者については特例教習を修了)し、12月を経過した日から起算して30日以内までに、別表6に掲げる現況報告書等を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第15条 市長は、助成金の適正な交付を確保するため、申請者に対し、前条の規定に関わらず報告を求め、事業所等に立入り、物件の調査又は関係者に質問する等の調査を行うことができる。

2 申請者は、前項の規定による調査を受けたときは、これに応じなければならない。

(交付決定の取消し及び返還)

第16条 市長は、助成金の交付決定を受け、又は助成金の交付を受けた申請に係る各助成金対象従業者又は助成事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取消し、又は既に交付した助成金について申請者に対して期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 移住助成金対象従業者の雇用から6月を経過した日において、その者の本市での居住が確認できないとき
- (2) 移住助成金対象従業者の雇用から6月を経過した日において、その者の大型第二種免許の保有が確認できないとき
- (3) 移住助成金対象従業者の雇用から6月を経過した日において、その者の雇用が確認できないとき
- (4) 移住助成金対象従業者の雇用から6月を経過した日において、その者の一般乗合旅客自動車運送事業に係る乗務が確認できないとき
- (5) 免許取得支援助成金対象従業者の大型第二種免許取得(特例教習単独受講者については特例教習の修了)から12月を経過した日において、その者の雇用が確認できないとき
- (6) 免許取得支援助成金対象従業者の大型第二種免許取得(特例教習単独受講者については特例教習の修了)から12月を経過した日において、その者の一般乗合旅客自動車運送事業に係る乗務(特例教習単独受講者については大型第二種教習の受講申込み)が確認できないとき
- (7) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき
- (8) 助成金の交付内容の決定若しくはこれに付した条件又は変更決定の内容に違反したとき
- (9) その他この要綱に違反したと認められるとき

(帳簿の保存)

第17条 助成に係る帳簿その他関係書類を備え、交付した年度の翌年度の初日から起算して5年間保有するものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1（第6条関係）

- | |
|------------------------|
| 1 交付申請書(様式第1号) |
| 2 移住助成金対象従業者の住民票の写し |
| 3 移住助成金対象従業者の雇用を証明する書類 |
| 4 その他市長が必要と認めるもの |

別表2（第7条関係）

- | |
|--|
| 1 交付申請書(様式第2号) |
| 2 免許取得支援助成金対象従業者が現に所有する運転免許証の写し |
| 3 免許取得支援助成金対象従業者の雇用を証明する書類 |
| 4 免許取得支援助成金対象従業者が受講する教習の教習料金の支払いを確認できる書類 |
| 5 その他市長が必要と認めるもの |

別表3（第11条第1号関係）

- | |
|-------------------------------------|
| 1 実績報告書（様式第7号） |
| 2 移住助成金対象従業者に対して、交付決定額を支給したことを証する書類 |
| 3 2に係る領収書又は金銭の授受があったことを証する書類 |

別表4（第11条第2号関係）

- | |
|---|
| 1 実績報告書（様式第8号） |
| 2 免許取得支援助成金対象従業者の大型第二種運転免許証（特例教習単独受講者においては特例路線バス乗務員確保対策教習の修了を証明する書類）の写し |
| 3 免許取得支援助成金対象従業者が受講した教習の教習料金の支払いに対し、助成対象事業者が経済的な支援を行ったことを確認できる書類 |
| 4 3に係る領収書又は金銭の授受があったことを証する書類 |
| 5 免許取得支援助成金対象従業者が特例教習単独受講者である場合、誓約書 |

別表5（第14条第1号関係）

- | |
|--|
| 1 現況報告書（様式第11号） |
| 2 移住助成金対象従業者の大型第二種運転免許証の写し |
| 3 移住助成金対象従業者の6月間の雇用を証明する書類 |
| 4 移住助成金対象従業者を雇用した日から起算して6月を経過した日において、その者が一般乗合旅客自動車運送事業に係る乗務員として乗務したことを証明する書類 |
| 5 その他市長が必要と認めるもの |

別表6（第14条第2号関係）

- 1 現況報告書（様式第12号）
- 2 免許取得支援助成金対象従業者が大型第二種免許を取得（特例教習単独受講者においては特例教習を終了）した日から起算して12月間の雇用を証明する書類
- 3 免許取得支援助成金対象従業者が大型第二種免許を取得した日（特例教習単独受講者においては特例教習を修了した日）から起算して12月を経過した日において、その者が一般乗合旅客自動車運送事業に係る乗務員として乗務（特例教習単独受講者については大型第二種教習の受講申込み）したことを証明する書類
- 4 その他市長が必要と認めるもの